

山形県医師修学資金キャリア形成プログラム

平成 30 年 3 月

山形県健康福祉部 地域医療対策課

医師・看護師確保対策室



目 次

- 地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム 1
- 特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム 6
- 山形大学医学部修学資金のキャリア形成プログラム 9

地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。
- 義務年限のうち2分の1以上の期間は、へき地等の公立病院等に在職すること。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 初期臨床研修（A群）
 - ・ 県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院
- 臨床研修修了後（B群）
 - ・ 山形県又は市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所
 - ・ 山形大学医学部附属病院
- へき地等の公立病院等（C及びD群）
 - ・ 人口5万人未満の市町村に所在する県内の公立病院等（県、市町村（一部事務組合含む）、地方独立行政法人が開設する病院又は診療所）
 - ・ 人口5万人以上の市に所在する県内の公立病院等であって、医療機関が不足している地域の住民に対して、診療、往診その他在宅医療を積極的に実施していると山形県が認めるもの。

3 義務年限の中断

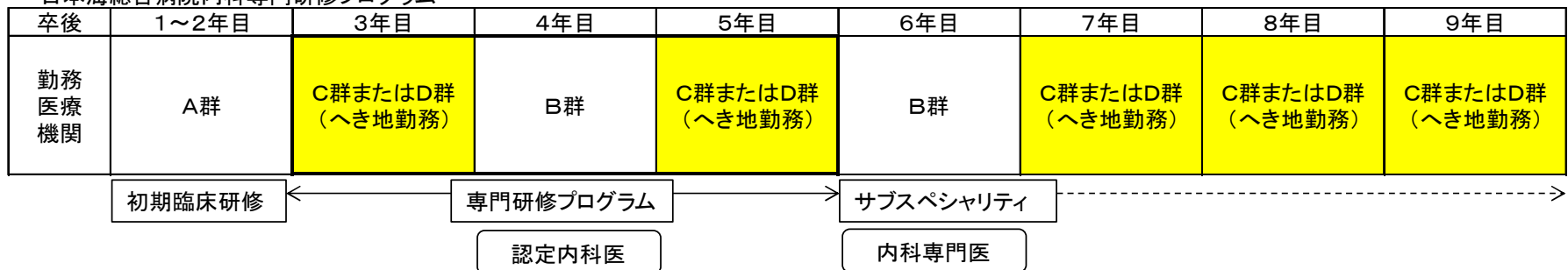
- 休職、停職又は育児休業（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間
- 専門医資格取得等のため、後期研修を延長する期間（知事が適当と認めるものに限る。）
- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
 - ・ 研修期間：原則1年以内
 - ・ 研修先：以下の医療機関における研修に限る。
 - ① 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - ② 国立大学法人が設置する病院
 - ③ 国立高度専門医療研究センター
 - ④ その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

4 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

<内科>

選択可能な専門研修プログラム

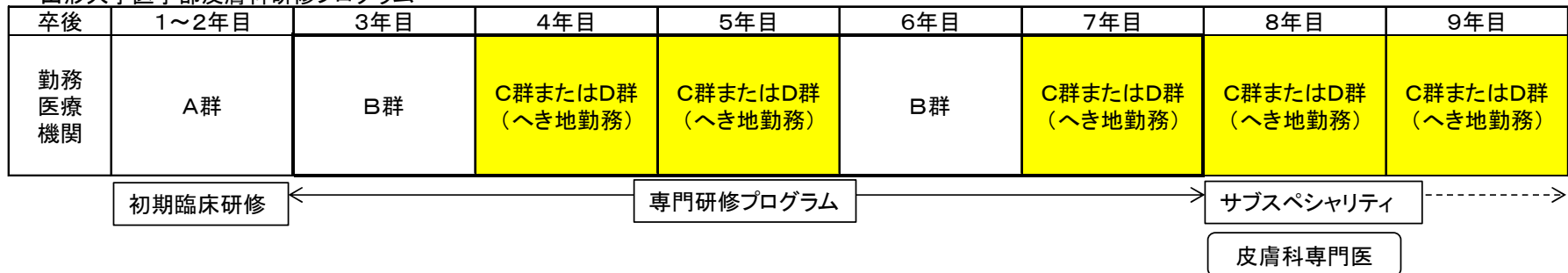
- ・山形大学医学部附属病院内科専門医研修プログラム
- ・山形県立中央病院内科専門研修プログラム
- ・日本海総合病院内科専門研修プログラム



<皮膚科>

選択可能な専門研修プログラム

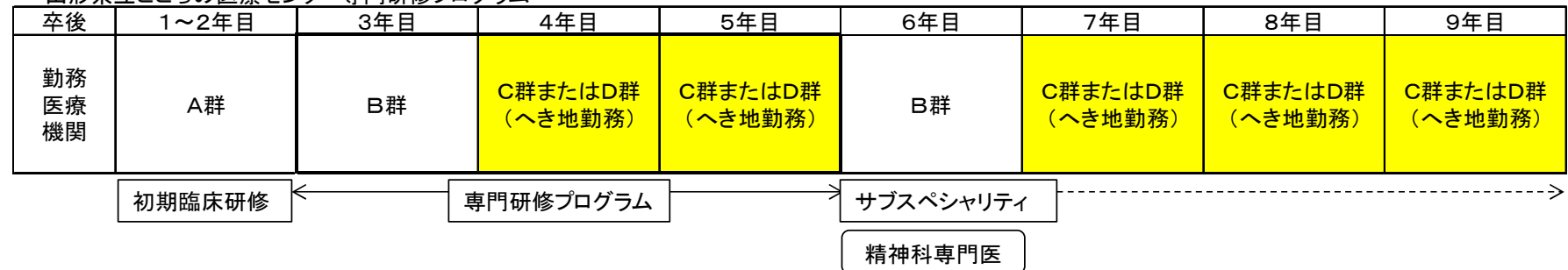
- ・山形大学医学部皮膚科研修プログラム



<精神科>

選択可能な専門研修プログラム

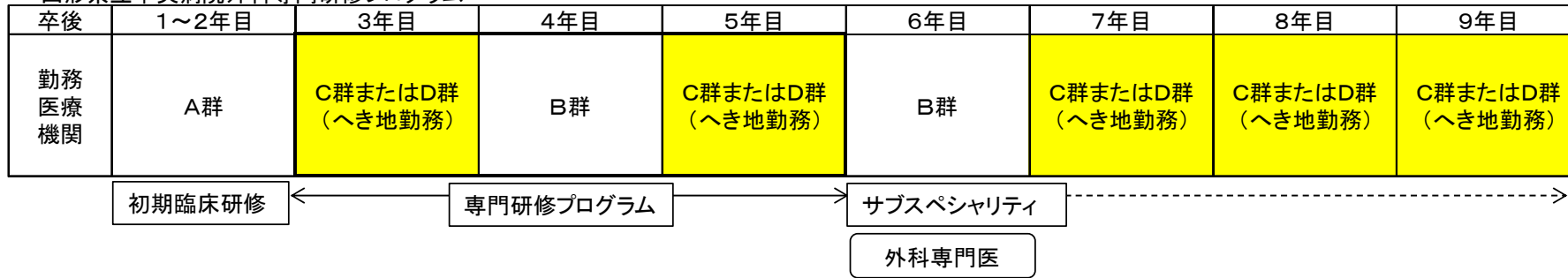
- ・山形大学医学部附属病院精神科専門研修プログラム
- ・山形県立こころの医療センター専門研修プログラム



<外科>

選択可能な専門研修プログラム

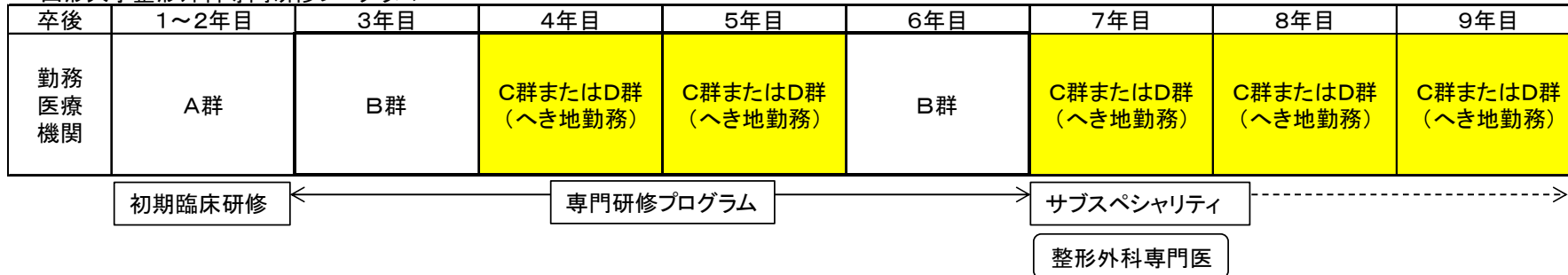
- ・山形大学外科専門研修プログラム
- ・山形県立中央病院外科専門研修プログラム



<整形外科>

選択可能な専門研修プログラム

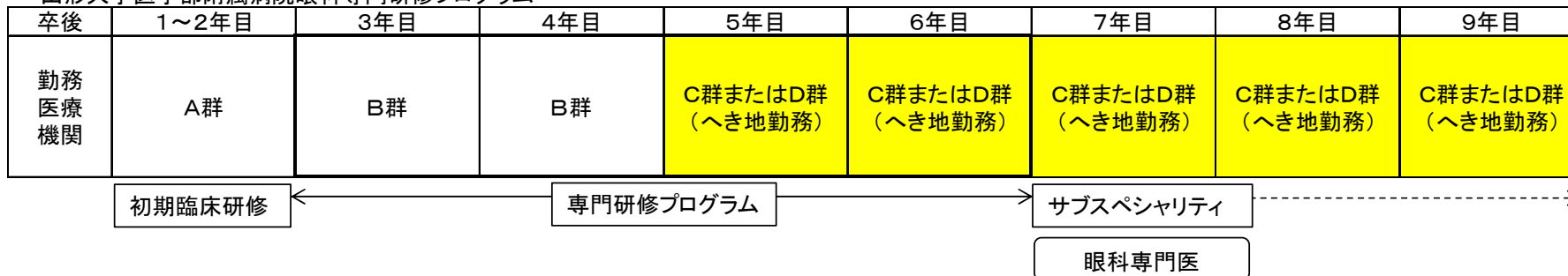
- ・山形大学整形外科専門研修プログラム



<眼科>

選択可能な専門研修プログラム

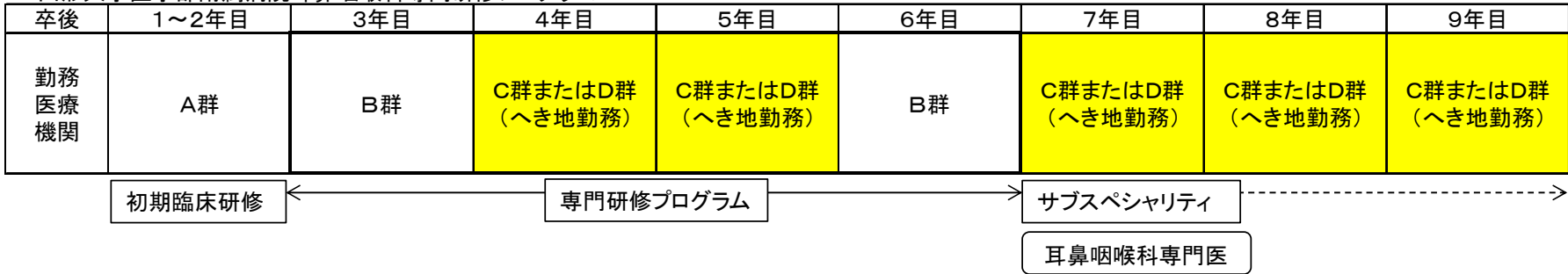
- ・山形大学医学部附属病院眼科専門研修プログラム



<耳鼻咽喉科>

選択可能な専門研修プログラム

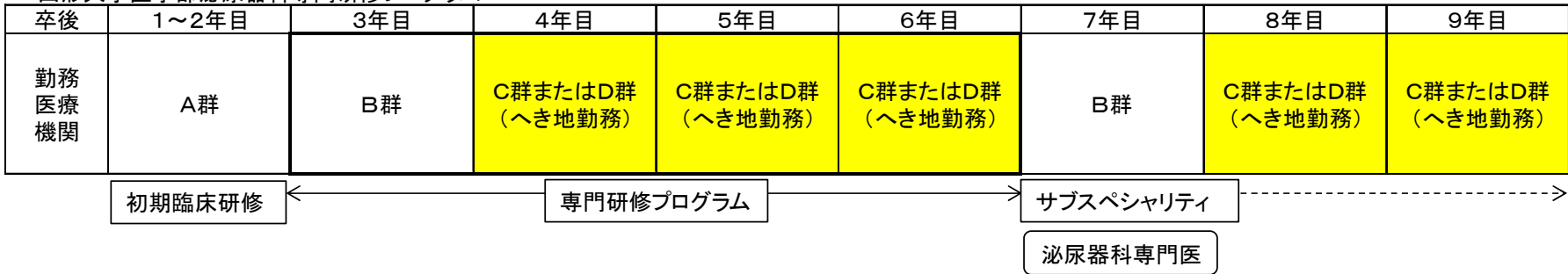
・山形大学医学部附属病院耳鼻咽喉科専門研修プログラム



<泌尿器科>

選択可能な専門研修プログラム

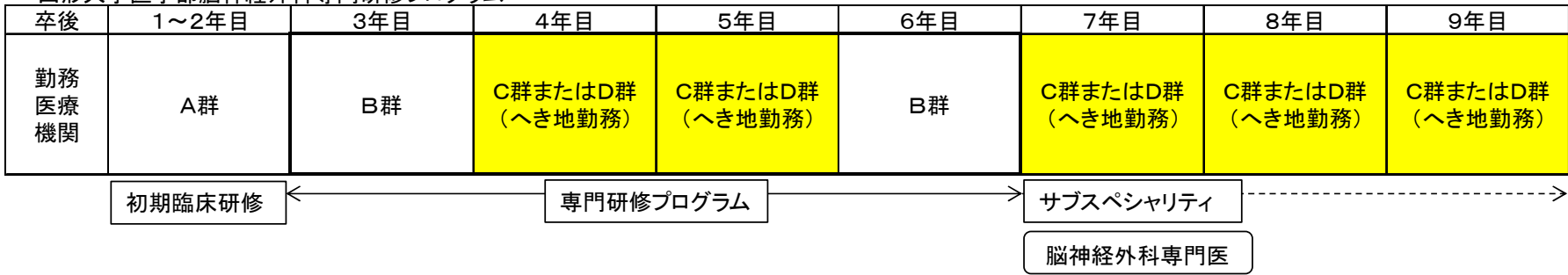
・山形大学医学部泌尿器科専門研修プログラム



<脳神経外科>

選択可能な専門研修プログラム

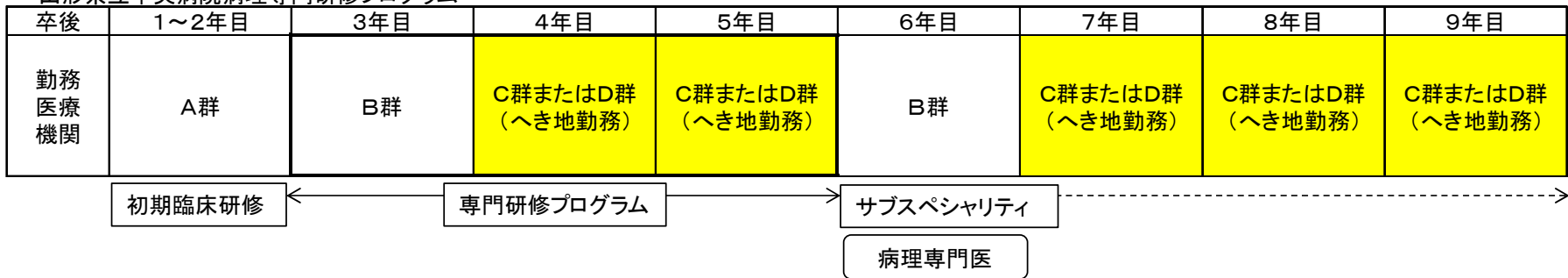
・山形大学医学部脳神経外科専門研修プログラム



<病理>

選択可能な専門研修プログラム

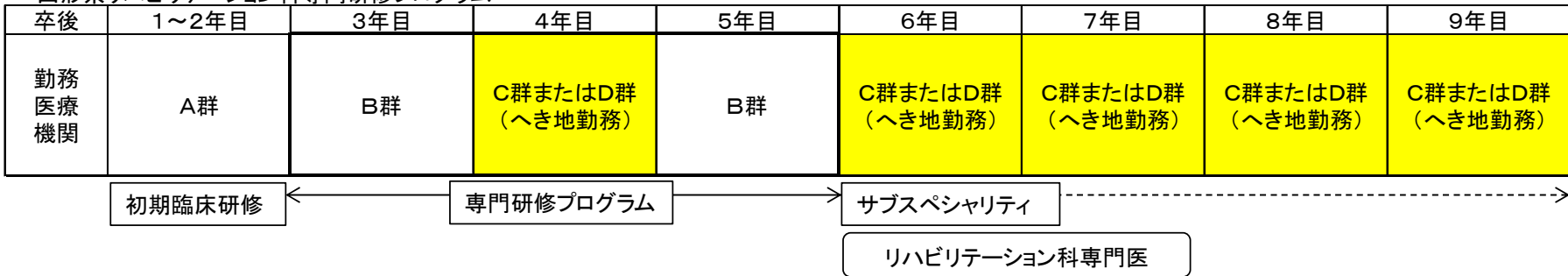
- ・山形県・山形大学医学部病理専門研修プログラム
- ・山形県立中央病院病理専門研修プログラム



<リハビリテーション科>

選択可能な専門研修プログラム

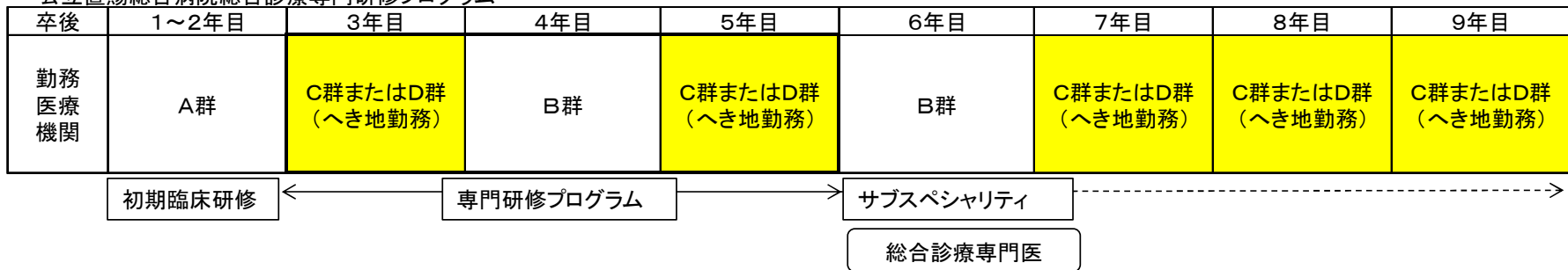
- ・山形県リハビリテーション科専門研修プログラム



<総合診療科>

選択可能な専門研修プログラム

- ・山形大学医学部附属病院総合診療専門研修プログラム
- ・山形県立新庄病院総合診療専門研修プログラム
- ・公立置賜総合病院総合診療専門研修プログラム



特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。
- 臨床研修修了後、特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞に勤務すること。
- 在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと。

2 勤務医療機関（別紙1）

- 初期臨床研修（A群）
 - ・ 県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院
- 臨床研修修了後（E群）
 - ・ 県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞

3 義務年限の中断

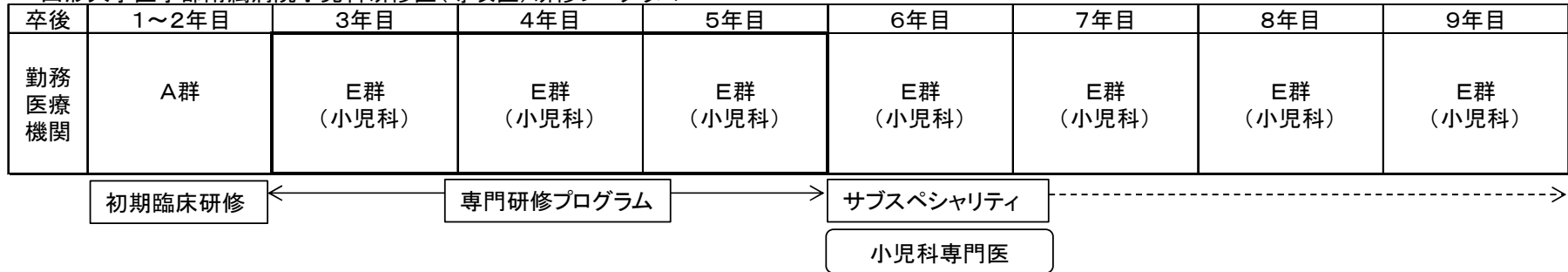
- 休職、停職又は育児休業（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間
- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
 - ・ 研修期間：原則1年以内
 - ・ 研修先：以下の医療機関における研修に限る。
 - ① 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - ② 国立大学法人が設置する病院
 - ③ 国立高度専門医療研究センター
 - ④ その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

4 勤務パターン例（6年間貸与の場合）

<小児科>

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院小児科研修医（専攻医）研修プログラム

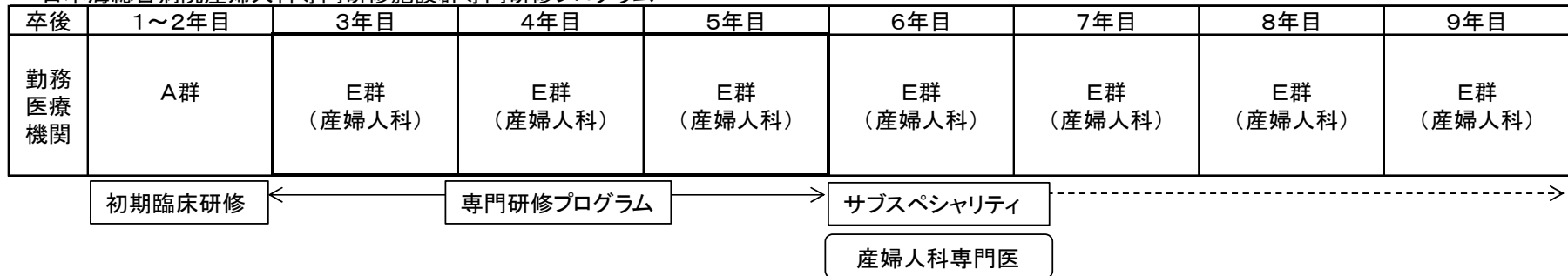


<産婦人科>

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学産婦人科専門研修施設群専門研修プログラム

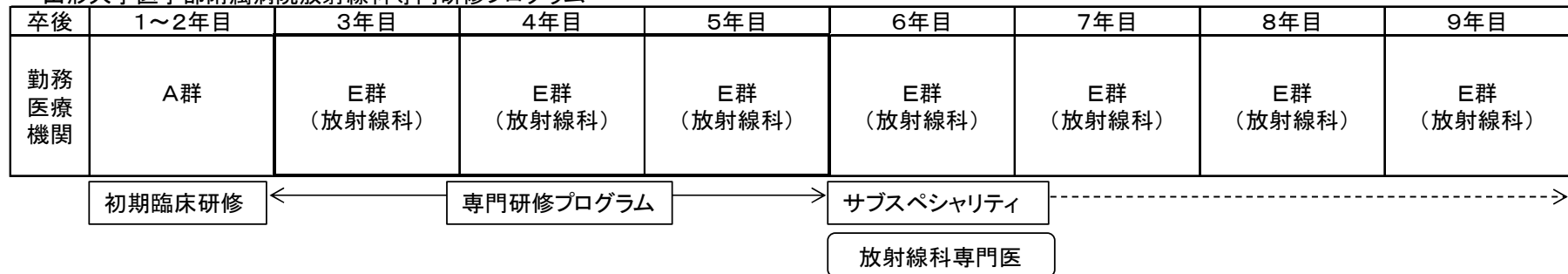
・日本海総合病院産婦人科専門研修施設群専門研修プログラム



<放射線科>

選択可能な専門研修プログラム

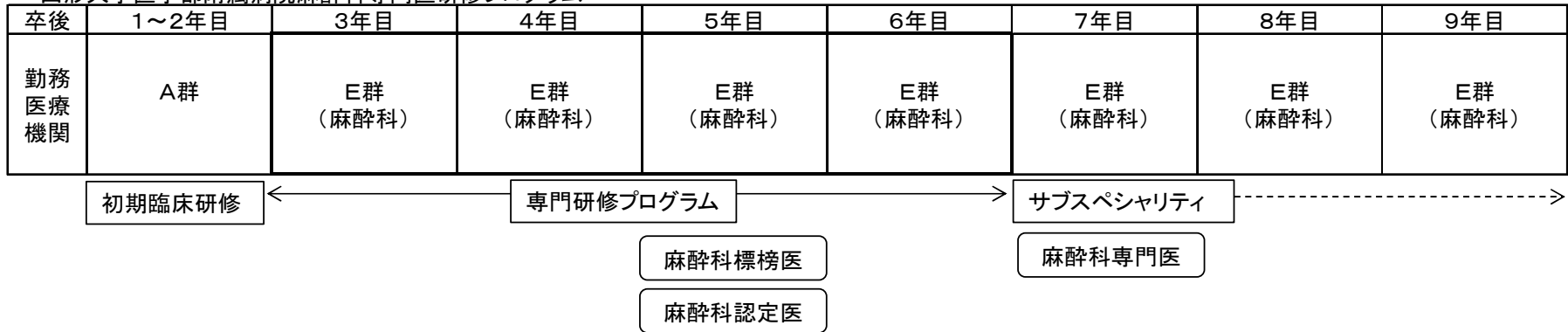
・山形大学医学部附属病院放射線科専門研修プログラム



<麻酔科>

選択可能な専門研修プログラム

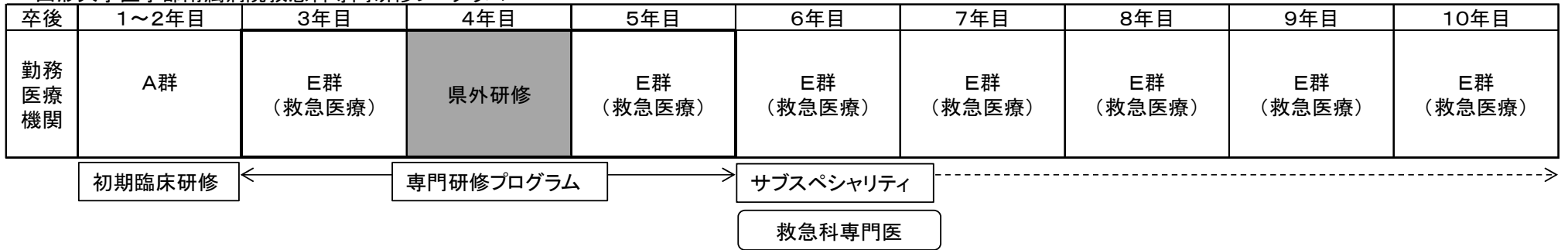
・山形大学医学部附属病院麻酔科専門医研修プログラム



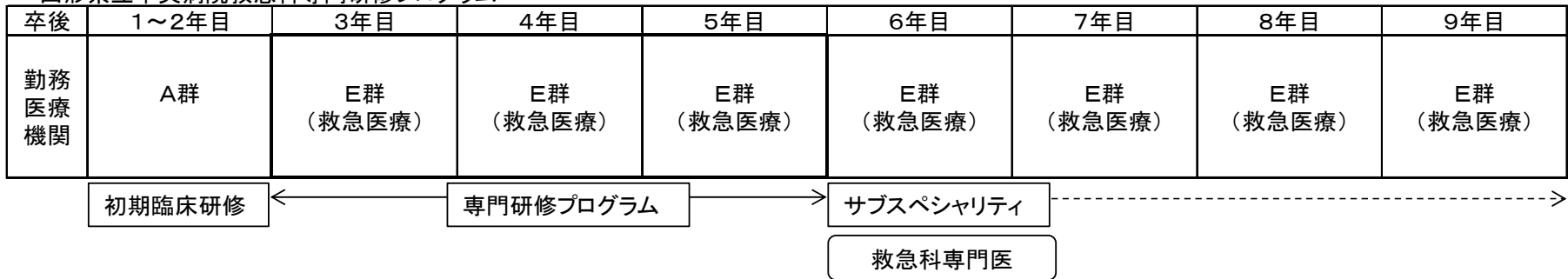
<救急医療>

選択可能な専門研修プログラム

・山形大学医学部附属病院救急科専門医研修プログラム



・山形県立中央病院救急科専門医研修プログラム



山形大学医学部修学資金のキャリア形成プログラム

1 義務年限（返還免除要件）

- 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）、県内の医療機関に勤務すること。
- 在職期間のうち、臨床研修修了後の山形大学医学部附属病院の期間は3年を超えないこと。

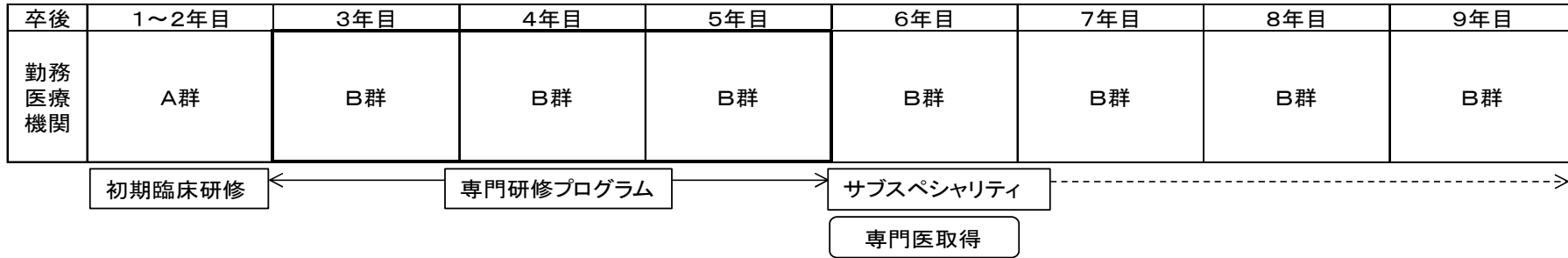
2 勤務医療機関（別紙1）

- 初期臨床研修（A群）
 - ・ 県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院
- 臨床研修修了後（B群）
 - ・ 山形県又は市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する病院又は診療所
 - ・ 山形大学医学部附属病院

3 義務年限の中断

- 休職、停職又は育児休業（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）の期間
- 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間
- 県外研修期間（臨床研修修了後に限る。）
 - ・ 研修期間：原則1年以内
 - ・ 研修先：以下の医療機関における研修に限る。
 - ① 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
 - ② 国立大学法人が設置する病院
 - ③ 国立高度専門医療研究センター
 - ④ その他知事が高度医療を提供していると認める医療機関

4 勤務パターン例（6年間貸与の場合）



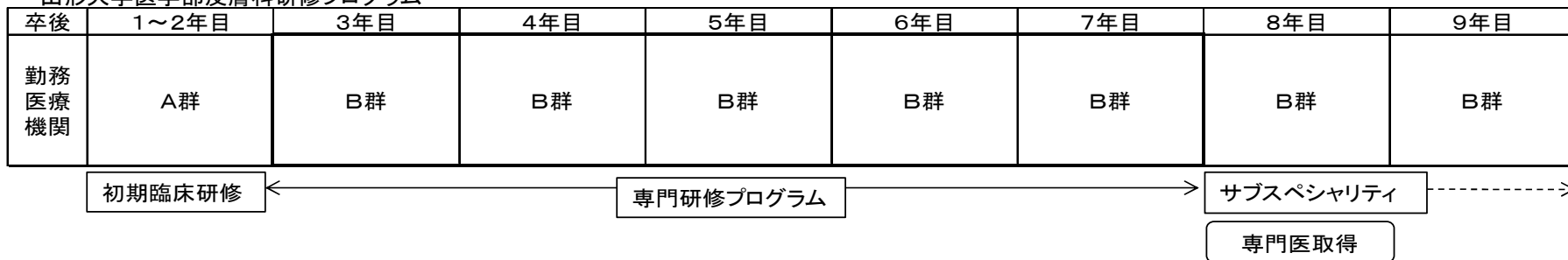
○専門研修プログラムが4年の場合

・山形大学医学部附属病院又は県内公立病院等が基幹施設となっている研修プログラムが選択可能



○専門研修プログラムが5年の場合（皮膚科）

・山形大学医学部皮膚科研修プログラム



勤務医療機関一覧（別紙1）

平成30年4月1日現在

A群 初期臨床研修病院

医療機関名	市町村名
山形大学医学部附属病院	山形市
県立中央病院	山形市
山形市立病院済生館	山形市
済生会山形済生病院	山形市
県立新庄病院	新庄市
米沢市立病院	米沢市
公立置賜総合病院	川西町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市

B群 大学病院及び公立病院等

医療機関名	市町村名
山形大学医学部附属病院	山形市
県立中央病院	山形市
山形市立病院済生館	山形市
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	山市
天童市民病院	天童市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
米沢市立病院	米沢市
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院	川西町
小国町立病院	小国町
白鷹町立病院	白鷹町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
県立こころの医療センター	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市
日本海総合病院酒田医療センター	酒田市
山元診療所	山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
真室川町立及位診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
中津川診療所	飯豊町
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市

C群 ※1へき地等の公立病院等（人口5万人未満）

医療機関名	市町村名
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	山市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院 ※2	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院 ※2	川西町
小国町立病院	小国町
白鷹町立病院	白鷹町
山元診療所	山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
真室川町立及位診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
中津川診療所	飯豊町

D群 ※1へき地等の公立病院等（人口5万人以上）

医療機関名	市町村名
日本海総合病院 ※3	酒田市
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市

- ※1 勤務の調整については、「山形県地域医療支援機構」が行う。
- ※2 原則、周辺の医師不足病院または診療所へ定期的に診療応援を行うこと。
- ※3 周辺の診療所へ定期的に診療応援を行う場合のみ、へき地勤務に該当。

E群 公的医療機関

医療機関名	市町村名
山形大学医学部附属病院	山形市
県立中央病院	山形市
山形市立病院済生館	山形市
済生会山形済生病院	山形市
寒河江市立病院	寒河江市
県立こども医療療育センター	山市
天童市民病院	天童市
北村山公立病院	東根市
県立河北病院	河北町
西川町立病院	西川町
朝日町立病院	朝日町
県立新庄病院	新庄市
最上町立最上病院	最上町
町立真室川病院	真室川町
米沢市立病院	米沢市
公立置賜長井病院	長井市
公立置賜南陽病院	南陽市
公立高島病院	高島町
公立置賜総合病院	川西町
小国町立病院	小国町
白鷹町立病院	白鷹町
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市
県立こころの医療センター	鶴岡市
日本海総合病院	酒田市
日本海総合病院酒田医療センター	酒田市
山元診療所	山市
尾花沢市中央診療所	尾花沢市
岩根沢診療所	西川町
小山診療所	西川町
大井沢診療所	西川町
朝日町立北部診療所	朝日町
町立金山診療所	金山町
真室川町立釜淵診療所	真室川町
真室川町立及位診療所	真室川町
大蔵村診療所	大蔵村
肘折温泉療養相談所	大蔵村
戸沢村中央診療所	戸沢村
南陽市国保小滝診療所	南陽市
公立置賜総合病院川西診療所	川西町
飯豊町国保診療所	飯豊町
中津川診療所	飯豊町
日本海八幡クリニック	酒田市
飛鳥診療所	酒田市
升田診療所	酒田市
青沢診療所	酒田市
松山診療所	酒田市
地見興屋診療所	酒田市
鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市
鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市

お問い合わせ先

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部 地域医療対策課

医師・看護師確保対策室

TEL:023(630)3159 FAX:023(630)2301

Mail:ishikakuho@pref.yamagata.jp